

第4章 子ども・子育て支援の今後の取組み

1 基本理念と施策体系

「第3章 訓子府町の子ども・子育てを取り巻く状況」で評価してきたとおり、本町の子ども子育てを取り巻く現状課題に対して、全体として、子育て支援サービスについては、ほぼ充足しているという意見が多く聞かれたものの、子どもや子育て家庭を取り巻く社会環境の変化に対しては、よりきめ細かに支援していく必要があります。そこで、本計画では、第1期計画で推進してきた基本理念『ともに支え合い 安心して子育て 元気に子育ちができるまち』を継承し、地域全体で子どもや子育て家庭を支援し、安心して子育てができる環境を整備するとともに、すべての子どもが心豊かに育ち、あわせて、保護者が喜びや生きがいを感じながら子育てができるまちを目指します。以上のことから、本計画における基本理念と施策体系を次のとおり定め、本計画を推進していきます。

基 本 理 念

『ともに支え合い 安心して子育て 元気に子育ちができるまち』

基本的な視点

1 子どもの視点

子どもの健やかな成長は、社会全体の願いであります、一人一人がかけがえのない存在として大切にされ、権利、自由そして幸せが尊重されなければなりません。子どもの視点に立ち、幼児期の人格形成を培う教育・保育については良質かつ適切な内容になるよう配慮し、次代を担う自立した大人へと成長するために長期的な視野と子どもの視点に立った取り組みを支援します。

2 保護者への視点

子ども・子育て支援は、保護者が子育てについての第一義的責任を有することを前提としつつ、子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげ、保護者が自信を持って子どもと向き合える環境を整えることが重要です。そのために、親としての自覚と責任を高め、親の主体性とニーズを尊重しつつ子育て力を高めます。

3 地域の視点

次代を担う子どもは、社会にとって大切な存在であり、子育てしている家庭だけの責任ではなく、社会全体で支援する必要があります。子どもの成長にとってより良い環境づくりのために身近な地域で子どもや子育てを見守り、支え合うことができるような仕組みづくりに取り組みます。

4 子育て環境の視点

妊娠・出産期から幼児期の教育・保育、そして学童期に至るまで、子ども・子育て支援の量的拡充と質的改善を図ることが必要です。また、子どもの個性にあった環境整備を行い、子どもの人権の尊重を守る取り組みを進めます。

基本理念

安心して子育て
元気に子育ちができるまち

『ともに支え合い

基本目標

1 地域における子育て支援の充実

2 妊娠・出産期からの切れ目のない支援の充実

3 子どもの心身の健やかな成長にとっての良質な教育・保育の提供

4 子育てと仕事を両立できる環境づくりの推進

5 すべての子どもの育ちを支える環境の整備

主要施策

地域における子育て支援サービスの充実

子どもの心身の健やかな成長を願う家庭や地域の教育力の向上

子どもの安全の確保

子どもの健全育成

妊娠～出産期の支援

新生児期～乳幼児期の支援

子育て支援ネットワークづくりの推進

教育・保育サービスの提供

幼児期の教育と就学期の教育の連携強化

「食育」の推進

多様な働き方に対応した保育サービスの充実

安心して子どもを産み育てやすい保育基盤の整備

子どもの発達支援事業の充実

児童虐待防止対策の取り組み

子育て中の家庭への経済的支援

基本目標1	主要施策	具体的な施策
地域における子育て支援の充実	(1)地域における子育て支援サービスの充実	<ul style="list-style-type: none"> ・地域子育て支援拠点事業 (子育て支援センター) ・一時預かり事業（一般型） ・ファミリー・サポート・センター事業
	(2)子どもの心身の健やかな成長を願う家庭や地域の教育力の向上	<ul style="list-style-type: none"> ・はぐくみ講座 ・親と子のための教育相談
	(3)子どもの安全の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・こども110番の家、子ども110番の車 ・子ども安全パトロール隊 ・郊外生活指導リーフレット、校外生活町内巡回指導
	(4)子どもの健全育成	<ul style="list-style-type: none"> ・放課後児童健全育成事業 ・放課後子ども教室 ・子どもの貧困対策

基本目標2	主要施策	具体的な施策
妊娠・出産前から切れ目がない支援の充実	(1)妊娠～出産期の支援	<ul style="list-style-type: none"> ・特定不妊治療費助成事業 ・不育症治療費助成事業 ・妊婦一般健康診査事業 ・母親教室、両親教室 ・未熟児養育医療費助成事業 ・産婦一般健康診査事業 ・産後ケア事業
	(2)新生児期～乳幼児期の支援	<ul style="list-style-type: none"> ・新生児聴覚検査事業 ・乳幼児家庭全戸訪問事業 ・養育支援訪問事業 ・子ども予防接種事業 ・乳幼児健康診査事業 ・フッ素塗布・フッ化物洗口事業 ・託児無料券交付事業
	(3)子育て支援ネットワークづくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者支援事業 (子育て世代包括支援センター)

基本目標3	主要施策	具体的な施策
子どもの心身の健やかな成長にとっての良質な教育・保育の提供	(1)教育・保育サービスの提供	<ul style="list-style-type: none"> ・教育・保育事業 (認定こども園) ・預かり保育事業 (一時預かり幼稚園型)
	(2)幼児期の教育と就学期の教育の連携強化	<ul style="list-style-type: none"> ・教育支援委員会 ・幼小連携検討会議
	(3)食育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・各世代の食育の推進 ・こども園、小中学校における食育の推進

基本目標4	主要施策	具体的な施策
子育てと仕事を両立できる環境づくりの推進	(1)多様な働き方に対応した保育サービスの充実	<ul style="list-style-type: none"> ・子育て応援保育 ・時間外(延長)保育事業
	(2)安心して子どもを産み育てやすい保育基盤の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・病児保育事業(体調不良型) ・保育料無償化の拡充

基本目標5	主要施策	具体的な施策
すべての子どもの育ちを支える環境の整備	(1)子どもの発達支援事業の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・発達支援事業 ・障害児通所給付費の支給 ・関係機関との連携強化
	(2)児童虐待防止対策の取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ・要保護児童対策地域協議会
	(3)子育て中の家庭へ経済支援	<ul style="list-style-type: none"> ・子ども医療費助成事業 ・紙おむつ処理費用助成事業 ・就学援助事業 ・高校生定期運賃補助事業 ・奨学金制度

2 施策の方向

基本目標1 地域における子育て支援の充実

子どもが成長するための出発点は家庭であり、基本的な生活習慣や能力を身につけることは親が担うべき重要な役割です。

近年、少子化や核家族化が進み、地域のつながりの希薄化により、育児に対する不安や負担が強くなる傾向にあることから、家庭と地域がそれぞれの役割を果たし、社会全体で子育てを支援していくことが求められています。

住み慣れた地域で安心して子育てができるよう、子育て中の親子の交流の場や子育てに関する相談ができる体制を整備するとともに、子どもの安全確保や健全育成を地域ぐるみで支える環境づくりに取り組みます。

【主要施策1】地域における子育て支援サービスの充実

1. 地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター）

- ・遊びのひろばの運営や子育て家庭等の育児不安や悩みについての相談、子育てに関する情報提供などを行います。

《今後の取組》

- ・利用者が利用しやすい環境づくりに努めるとともに、年齢の発達段階を踏まえて、各種事業を充実させていきます。
- ・親と子が安心して子育てするために、子育ての仲間づくり、親子で過ごせる居場所の提供に努めています。

2. 一時預かり事業（一般型）（子育て支援センター）

在宅で子育てしている家庭において、一時的に家庭での保育が困難になった場合や、育児疲れによる心理的・身体的負担を軽減するための方策として、子育て支援センターにおいて一時預かり事業（一般型）*を実施します。

*主として保育所、幼稚園、認定こども園に通っていない乳幼児を対象に一時的に預かる事業を一時預かり事業（一般型）といいます。

《今後の取組》

- ・一時預かり従事者については、町内のボランティア団体「子育てサポートメロニキッズ」の会員に依頼しており、子育て支援センター便りや広報誌に勧誘のお知らせを掲載するなど、安定した事業運営が図られるよう会員の確保に努めます。

3. ファミリー・サポート・センター事業 (子育て支援センター)

- ・ファミリー・サポート・センター事業は、育児の援助をしてほしい人と、育児を援助したい人との相互援助を行う事業です。本町では実施していませんが、近隣市のファミリー・サポート・センターに登録している会員が、町内で実施をしています。また、類似の事業として、子育てサポート メロンキッズによる一時預かり(一般型)や町独自事業である子育て応援保育を実施し、ニーズに対応しています。

《今後の取組》

- ・引き続き、本町の実情に応じて、育児の援助が必要な方が利用可能なサービスの情報提供・周知に努めていきます。

【主要施策2】子どもの心身の健やかな成長を願う家庭や地域の教育力の向上

1. はぐくみ講座 (社会教育課)

- ・乳幼児や学童を持つ保護者や子育て関係者を対象に、子育てに関する講演や講座など、親として学習する機会を提供していきます。

《今後の取組み》

- ・引き続き、PTA 連合会や子育て支援センターと連携を図りながら、子育て世代のニーズに合わせた講座を実施していきます。

2. 親と子のための教育相談 (管理課)

- ・子どもの健やかな成長を実現するために、教育相談業務を開設し、子どもの健康、進路、学校、生活上の悩みなどの相談の充実を図ります。

《今後の取組み》

- ・引き続き、子どもの健康、進路、生活上の悩みなどの相談の充実、周知に努めます。



【主要施策3】子どもの安全の確保

1. こども110番の家、車 (社会教育課)

- ・子どもたちの危険を未然に防止するため、関係機関・企業・事業所や地域と協力し、各種事業や活動を推進します。
- ・看板の設置等、啓発活動に努めます。

《今後の取組》

- ・引き続き、事業の周知を含めて関係機関・企業・事業所や地域と協力し、各種事業や活動を推進していきます。

2. 子ども安全パトロール隊 (社会教育課)

- ・町内ボランティアによる子どもの見守りや、各団体・機関が連携し巡視、啓発活動を行います。
- ・町の施策として、子どもを守るための取り組みについて検討していきます。

《今後の取組》

- ・事業への積極的な参加・協力を呼びかけるとともに新規登録（協力）者を確保しながら、継続的かつ広域的に展開していきます。

3. 校外生活指導リーフレット、校外生活町内巡回指導 (社会教育課)

- ・青少年の健全な育成を図るとともに、情報を共有しながら子どもたちの日常的な安心・安全を地域で支え、見守っていくために郊外生活指導リーフレット、郊外生活町内巡回指導を行っていきます。

《今後の取組》

- ・学校や関係機関と連携を図りながら、子どもたちの防犯に関する啓発や活動を推進します。

【主要施策4】子どもの健全育成

1. 放課後児童健全育成事業 (子ども未来課)

- ・児童センター「ゆめゆめ館」で、小学1年生から6年生までの全ての児童と放課後に保護者の就労などにより留守家庭となる児童を対象に、多様な遊びの提供や体験活動に取り組みます。

《今後の取組》

- ・子どもの居場所としての施設整備や職員体制について、検討を進めていきます。
- ・家庭と連携した育成支援を進めるため、保護者との連携方法について研究します。
- ・学校や放課後子ども教室をはじめ関係機関との連携を図り、総合的な放課後対策について検討していきます。

2. 放課後子ども教室（竹の子クラブ・みつばちクラブ）（社会教育課）

- ・小学生を対象に放課後の健全な遊びの指導と各種体験活動を実施し、関係機関と連携を図りながら、児童の健全育成を図ります。

《今後の取組》

- ・季節に合わせたイベントや野外体験活動を企画して実施することに加え、長期休暇、秋季休業を利用した活動に取り組みます。また、児童センターと関係機関と連携を図りながらプログラムを開発していきます。

3. 子どもの貧困対策（福祉保健課・子ども未来課・管理課・企画財政課・町民課）

- ・子どもの貧困対策を進めるにあたっては、子どもに関するさまざまな施策を基本に、世帯として子どもの成育環境や保育・教育条件の整備や改善を図ります。

《今後の取組》

- ・関係各課が連携し、相談支援、教育支援、生活支援、保護者に対する就労支援、経済的支援を中心とする施策に取り組みます。

基本目標2 妊娠・出産期から切れ目のない支援の充実

子どもの健やかな育ちのために、現在実施している母子保健事業に加え、妊娠・出産に対する正しい知識の指導、助言、悩みを気軽に相談できる体制の整備、保育施設などへの円滑な利用の支援など、個々の状況に寄り添いながら、きめ細やかに支援をしていくことが必要です。

妊娠・出産期から子育て期において、支援が途切れることなく誰もが子どもを産み育てることができる取り組みを推進します。

【主要施策1】妊娠～出産期の支援

1. 特定不妊治療費助成事業 (福祉保健課)

- ・高額な不妊治療にかかる費用の一部を助成し、経済的な負担の軽減を図り、子どもを持ちたい人を支援します。

《今後の取組》

- ・北海道の助成事業と併せて、引き続き、制度の周知に努めています。

2. 不育症治療費助成事業 (福祉保健課)

- ・不育症にかかる検査や治療の経済的負担の軽減を図るため、不育症治療にかかる費用の一部を助成します。

《今後の取組》

- ・治療を受けられる機関が少なく一般的にあまり知られていないため、引き続き、情報提供に努めます。また、道の助成事業と併せて、引き続き、制度の周知に努めています。

3. 妊婦一般健康診査事業 (福祉保健課)

- ・妊婦一般健康診査受診券を交付し、積極的な受診を促すことで、妊娠・出産にかかる経済的負担を軽減するとともに、異常を早期に発見し、妊婦及び胎児の健康の保持・増進を図ります。

《今後の取組》

- ・引き続き事業を実施し、必要に応じて保健指導を行います。

4. 母親教室・両親教室 （福祉保健課）

- ・妊娠中の過ごし方や出産・育児について正しい知識を学ぶために教室を開催し、安心して出産を迎えるよう支援するとともに、子育て世代同士の交流を促します。

《今後の取組》

- ・経産婦の参加を含め、事業内容の充実を図ります。

5. 未熟児養育医療費助成事業 （福祉保健課）

- ・未熟児で出生し、都道府県で指定した医療機関において、入院養育の必要があると認められた乳児に対して養育に必要な医療の給付を行い、乳児の育成及び母子保健の向上を図ります。

《今後の取組》

- ・引き続き、事業を実施し、養育医療費の給付を行います。

6. 産婦健康診査事業 （福祉保健課）

- ・産婦健診受診券を交付し、産婦の身体的な機能の回復、授乳及び精神状況を確認し、産後の支援が必要と認められる者を早期に把握し、産婦及び乳児の健康の保持・増進を図ります。

《今後の取組》

- ・引き続き事業を実施し、個々の状況に応じて、医療機関と連携を図りながら取り組みます。

7. 産後ケア事業 （福祉保健課）

- ・産後の身体的・心理的な面で支援を要する母子に対して、助産師による産後早期からの心身のケア、育児の支援を実施します。

《今後の取組》

- ・対象者の把握や制度周知に努め、個別の状況に応じて、適切な支援を行います。

【主要施策2】新生児期～乳幼児期の支援

1. 新生児聴覚検査事業 (子ども未来課)

- ・新生児聴覚検査に要する費用を助成し、経済的負担の軽減を図るとともに、新生児の聴覚障害の早期発見・早期療育を図ります。

《今後の取組》

- ・新生児期に全員が聴覚検査を受けることができるよう妊娠期から制度の周知をしていきます。

2. 乳児家庭全戸訪問事業 (子ども未来課)

- ・生後4か月までの乳児のいる家庭を保健師が訪問し、さまざまな不安や悩みを聞き、子育て支援に関する必要な情報提供を行います。支援が必要な家庭には適切なサービスの提供を行うことで、地域の中で子どもが健やかに成長できる環境整備を図ります。

《今後の取組》

- ・母親の孤立を防ぎ、安心して育児ができるように子育て支援センターや民生委員・児童委員と連携して出産後の支援体制の充実を図ります。

3. 養育支援家庭訪問事業 (子ども未来課)

- ・育児ストレスや、産後うつなどの問題によって、子育てに対して不安や孤立感を抱える家庭、または虐待のおそれのある家庭を訪問し、養育にかかる支援等を行います。

《今後の取組》

- ・育児に困難さを抱える家庭の支援については、要保護児童対策地域協議会を活用し、引き続き関係機関と連携を強化し支援していきます。

4. 子ども予防接種事業 (子ども未来課)

- ・予防接種法で定められた各予防接種と任意予防接種の啓発や費用の一部助成を行い、疾病の発生・まん延を予防し、子どもの健康の保持・増進を図ります。

《今後の取組》

- ・予防接種に関する正しい情報を提供するとともに、接種しやすい体制づくりを目指し、高い接種率を維持していきます。

5. 乳幼児健康診査・相談事業 (子ども未来課)

- ・乳児、1歳6か月児、2歳児、3歳児、年中児（4歳児）を対象に健康診査、健康相談を実施し、疾病の早期発見、成長発達段階の確認、健康の保持増進を図ります。

《今後の取組》

- ・健診や健康相談を通じて育児の不安や子どもの発達状況を把握し、母親が安心して育児ができるよう支援を行います。また、支援が必要な親子には医療機関や児童相談所など関係機関と連携を密にして適切な支援を行います。

6. フッ素塗布・フッ化物洗口事業 (子ども未来課・こども園)

- ・乳歯、永久歯の萌出時期のむし歯を効果的に予防するため、乳幼児期は町内歯科医院にてフッ素塗布を実施し、こども園（4、5歳児）および就学期（小学校全学年）は、フッ化物洗口事業を実施します。

《今後の取組》

- ・乳幼児健診の歯科相談にてフッ素塗布の周知を行うとともに、こども園、小学校でのフッ素洗口を継続し、むし歯予防に努めていきます。

7. 記録無料券交付事業 (子ども未来課)

- ・母親（保護者）の育児負担軽減とリフレッシュを目的に、6時間分の託児無料券を交付します。託児依頼をきっかけに子育て支援センターの利用や子育て支援事業の参加につなげていきます。

《今後の取組》

- ・引き続き、制度の周知に努め、子育て支援センターの利用や子育て支援事業の参加につながるよう周知していきます。

【主要施策③】子育て支援ネットワークづくりの推進

1. 利用者支援事業 (子ども未来課)

- ・利用者支援事業とは子育て家庭や妊産婦が安心して子育てができるように個々に応じて相談、助言を行う事業です。妊産婦及び乳幼児の健康の保持増進に関する包括的な支援を行うことにより、地域の特性に応じた妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を提供する体制を整備していきます。

《今後の取組》

- ・支援を必要とする家庭への適切なサービスの情報提供を行い、よりきめ細かに切れ目のない配慮や支援をするために子育て世代包括支援センターを設置し、引き続き関係機関（福祉保健課、管理課、こども園、子育て支援センターなど）との連携強化を進めています。



基本目標3 子どもの心身の健やかな成長にとって良質な教育・保育の提供

幼児期の教育・保育は人格形成の基礎を担う重要なものであることから、集団生活を通じて生活習慣や自主性、社会性を身に着けるなど、一人ひとりの発達に応じた質の高い教育・保育を提供する必要があります。

また、子どもの心身の健やかな成長にとって重要な食生活の支援として、乳幼児期からの各種栄養相談・食育事業をはじめ、こども園、小中学校における食に関する体験活動、給食提供における地産地消に取り組み、生涯にわたって健全な食生活が実現できるよう、食に関する知識と食を選択する力を身につけることが必要です。

子どもの発達に応じた質の高い教育・保育から小学校生活へ円滑に移行できるよう、認定こども園、小学校の連携を推進します。

【主要施策1】教育・保育サービスの提供

1. 教育・保育事業（こども園）

- ・3歳未満児については保育を必要とする家庭の児童に対し、また、3歳以上の児童については保護者の就労に関わらず、認定こども園において教育・保育を行い、0歳から5歳までの就学前の子どもに対し、一貫した教育・保育を進めます。

《今後の取組》

- ・低年齢で入園を希望する家庭には、温かな見守りと異年齢との交流、個々の育ちを大切にした保育が子どもに与える効果的な影響を丁寧に伝えながら、質の良い教育・保育を提供していきます。
- ・各年齢における、適切な「発達や育ち」について、保護者と一緒に考え、交流する場を充実させていきます。（参観日・懇談会・個人懇談・入園説明会など）

2. 預かり保育事業（一時預かり幼稚園型）（こども園）

- ・一時的に家庭での保育が困難になった場合や、育児疲れによる心理的・身体的負担を軽減するための方策として、認定こども園において一時預かり事業(幼稚園型)＊を実施します。

*認定こども園等に在籍する満3歳以上の幼児で、教育時間の前後又は長期休業日等に一時的に預かる事業を一時預かり(幼稚園型)といいます。

《今後の取組》

- ・地域の実態や保護者の事情を把握し幼児の生活リズムを踏まえながら運営します。

【主要施策2】幼児期の教育と就学期の教育の連携強化

1. 教育支援委員会 (管理課)

- ・児童の小学校や中学校への就学において円滑な接続が図られるよう、教職員との連携を強化し、適正な就学指導を行います。

《今後の取組》

- ・関係機関が、教育・保育に対しての相互理解を深め、小学校や中学校への円滑な接続を目指し共通の見通しを持てるよう、会議方法の工夫や連携の強化を図っていきます。

2. 幼小連携検討会議 (こども園)

- ・こども園と各小学校や中学校との連携を図るため、検討会議及び親睦交流懇談会等を実施し、幼少接続にかかる課題解決や検討作業を行います。

《今後の取組》

- ・こども園と学校の接続の大切さと必要性を共有し、遊びを中心とした学び(こども園)から、教科の学習(学校)へのスムーズな移行を目指し、スタートカリキュラム及びアプローチカリキュラムの充実を図ります。
- ・こども園保育教諭は「小学校における学習内容の理解」を深め、幼小の連続した学びにつながる教育・保育の充実に努めます。



【主要施策3】食育の推進

1. 各世代の食育の推進 (子ども未来課・福祉保健課)

- ・保健事業を通じて、乳幼児期から学童期にかけての食育を推進していきます。また、家庭や地域が連携して食育の実践・情報発信を行います。

《今後の取組》

- ・妊娠から子育て期の母子保健事業を通じて、子どもの食や家族全体の食生活について考える機会をつくります。

2. こども園、小中学校における食育の推進 (こども園・小中学校)

- ・こども園、小中学校における食に関する体験活動や給食における地産地消を進め、子どもたちの情緒豊かな成長につなげていきます。

《今後の取組》

- ・地域の方との触れ合いを通じて高まった、食に関する興味関心をもとに、子どもたちが自主的に考え、工夫しながら菜園活動などに取り組めるように指導、助言していきます。また、給食における地産地消の取り組みについて、給食便りなどの通信を通して、保護者へ情報発信していきます。



基本目標4 子育てと仕事を両立できる環境づくりの推進

誰もがやりがいや充実感を感じながら働き、社会的役割と責任を果たす一方で、子育てなどの家庭生活や地域社会への参画との調和が図られることで、心身共に健康で豊かな生活を送ることができます。

社会全体で仕事と子育ての両立を支援するためには、安心して出産できる保育基盤が保障され、多様な生き方や働き方が尊重されるとともに、それら多様なニーズに応える保育サービスの充実が必要です。

保護者が安心して仕事と子育ての両立ができるよう職場環境の整備にむけた啓発に努めます。

【主要施策1】多様な働き方に対応した保育サービスの充実

1. 子育て応援保育 (子ども未来課)

- ・町内に居住する子育て家庭や、里帰り出産、町内の事業所で働く方（町外）などの多様な保育ニーズに応えるため、訓子府町民などと関係のある家庭の子どもを対象に、認定こども園にて一時的に保育を行います。

《今後の取組》

- ・里帰り出産で利用する方や、町内の事業所で働く方への制度の周知に努めます。

2. 時間外(延長)保育事業 (こども園)

- ・保護者の就労形態の多様化に対応し、開設時間の前後30分の保育延長を行います。

《今後の取組》

- ・保育時間の長時間化による子ども達の心身の負担について保護者と相談しながら進めています。また、説明会等で周知し、利用のしやすさ、支援情報として保護者に案内していきます。

3. 病児保育事業（体調不良型）（こども園）

- ・園児の病気等の場合の保育については、①病児対応型・病後児対応型、②体調不良型、③訪問型の3種類に分けられます。このうち、②体調不良型については、保育中に体調不良となり、保護者が迎えに来るまでの間、緊急的に対応するものを指し、既に本町の認定こども園でも実施しています。

《今後の取組》

- ・病児・病後児の預かりを実施している近隣市の医療機関やファミリー・サポート・センター事業の紹介など、利用可能なサービスの周知に努めています。あわせて、近隣市町間による広域連携において、病時保育の実施体制について検討するとともに、親が病気の子どもを見守る社会環境の整備についても検討を進めています。

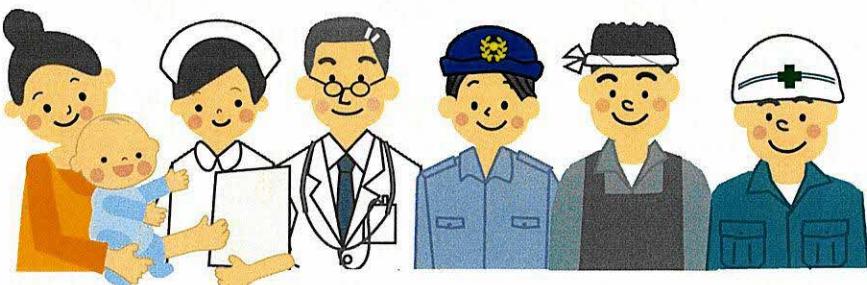
【主要施策2】安心して子どもを産み育てやすい保育基盤の整備

1. 保育料軽減の拡充（子ども未来課）

- ・令和元年10月からの国の幼児教育無償化実施のほかに、訓子府町独自で、3歳以上の預かり保育の無償化を行いました。また、第1子目が中学生以下で、第2子以降がこども園に入園している場合は、減免を行っています。

《今後の取組》

- ・保護者の生活状況、経済的負担など、社会情勢を見ながら検討していきます。



基本目標5 すべての子どもの育ちを支える環境の整備

すべての子どもの健やかな育ちのために、特に配慮や支援が必要な子どもや家庭に対し、一人一人の個性と能力に応じた支援や、子どもの成長に合わせて関係機関（保健、保育、教育、福祉など）が総合的に支援する仕組みが重要です。また、子育てに対する不安や孤立感などに対し、子育て世帯が安心して暮らしていくよう精神的、経済的な支援を実施し、情報提供や相談体制の充実に努めていきます。

【主要施策1】子どもの発達支援事業の充実

1. 発達支援事業（子ども未来課）

発達が心配される子どもとその親への支援を目的として早期発見、早期療育を目指すとともに、関係機関との連携により、個々の発達や特性を大切にした総合的な早期療育体制の充実を図ります。

《今後の取組》

発達支援を要する子どもとその保護者に対して適切な支援を行うことができるよう関係機関と連携し事業を進めていきます。

2. 障害児通所給付費の支給（福祉保健課・子ども未来課）

心身の状況や発達が心配される子どもに日常生活における基本的な動作の指導、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流促進などの必要な支援を行います。

《今後の取組》

支援が必要な子どもが速やかに利用できるよう今後も制度の周知をしていきます。

3. 関係機関との連携強化（子ども未来課）

保健、医療、福祉、教育等の関係機関及び町内の障がい者団体との連携を図り、情報交換、研修などを行い、障がい児支援の充実に努めます。

《今後の取組》

子どもに関わる関係機関の連携強化を図るとともに、個々に応じた支援やサービスの情報について、保護者との情報共有に努めています。

【主要施策2】児童虐待防止対策の取り組み

1. 要保護児童対策地域協議会 (福祉保健課)

児童福祉法に基づく要保護児童対策地域協議会を設置し、児童虐待のみならず、DV・不登校等要保護児童全般への対応を検討します。

《今後の取組》

引き続き、関係機関と連携し、虐待の早期発見、早期対応に取り組みます。

【主要施策3】子育て中の家庭への経済支援

子育て世帯が安心して生活できるように、個々の家庭状況やニーズに応じた支援に努めていきます。

《主な取組内容》

子育てにかかる経済的負担を軽減するため、年齢世代ごとに適切な援助を実施します。

事業名	担当課	内容
子ども医療費助成事業	福祉保健課	0歳から中学生までの子どもを対象に、初診時一部負担金を除く医療費（保険適用分）の助成を行います。 また、ホームページなどをを利用して制度の案内などに取り組みます。
紙おむつ処理費用助成事業	町民課	新生児から2歳未満児までの子どもがいる世帯を対象に、紙おむつ処理用ゴミ袋を年間240枚助成します。
就学援助事業	管理課	経済的な理由により就学困難な家庭等を対象に、学用品などの購入に係る費用を援助する制度です。
高校生定期運賃補助事業	管理課	北見バス通学定期の北見・陸別間における利用区間に応じて運賃の2分の1の額を補助する制度です。
奨学金制度	管理課	高校生以上最大月額3万円まで、無利子で貸し付ける制度です。

《今後の取組》

引き続き、関係各課が連携し経済的支援に関する施策の周知に努めます。